

専属的国際裁判管轄合意の法的論点に関する覚書

—スマホソフトウェア競争促進法に基づく差止請求訴訟に係る

仮想事例を題材として—

(Memorandum on Legal Issues Concerning Exclusive International Jurisdiction Agreements — Based on a Hypothetical Case of Injunction Litigation under the Act on Promotion of Competition for Smartphone Software—)

鈴木 雄大 (神奈川県弁護士会独占禁止法研究会)¹

第1 スマホソフトウェア競争促進法について

1 スマホソフトウェア競争促進法の制定経緯²

令和6年6月12日、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(令和6年法律第58号。以下「スマホソフトウェア競争促進法」という。)が成立し、令和7年12月18日に全面施行された。

我が国においては、スマートフォンが急速に普及し、国民生活や経済活動の基盤となる中で、スマートフォンの利用に特に必要なソフトウェア(基本動作ソフトウェア(いわゆるモバイルOS)、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。以下、これらを総称して「特定ソフトウェア」という。)について、これらの提供等を行う事業者は、特定少数の有力な事業者による寡占状態であるところ、特定ソフトウェアに係る市場においては、当該事業者の競争制限的な行為によって、公正かつ自由な競争が妨げられている。一方、これらの市場については、新規参入等の市場機能による自発的是正が困難であり、また、独占禁止法による個別事案に即した対応では立証活動に著しく長い時間を要するとの課題があることから、公正かつ自由な競争を回復することが困難である。こうした状況を踏まえ、セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、

消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を享受できるよう、競争環境の整備を行うため、スマホソフトウェア競争促進法が制定された³。

2 指定事業者の指定及び義務

令和7年3月26日、公正取引委員会は、スマホソフトウェア競争促進法3条1項に基づき特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定した(以下、この指定を受けた事業者のことを「指定事業者」という。)⁴。指定事業者には、同法が定める一定の義務が課されることとなった⁵。

3 独占禁止法との関係

スマホソフトウェア競争促進法は、特定の分野に限定せずに広く「公正且つ自由な競争を促進」することを目的とする独占禁止法の補完法と位置付けられている。すなわち、スマホソフトウェア競争促進法5条から9条までの禁止行為に係る規定に違反する行為は、独占禁止法違反に類型的に該当する行為であり、また、形式的な行為要件への該当性に基づき違反に係る事実認定を行うことで、競争制限行為を迅速に排除することを念頭に法を新たに制定した趣旨を踏まえれば、法と独占禁止法が重複する事案(対象事業者及び行為)について、原則として法を優先して適用するものとされている⁶。

4 エンフォーースメント

スマホソフトウェア競争促進法の実効性確保のための制度（エンフォースメント）としては、典型的には、行政上の措置が想定される。すなわち、指定事業者がスマホソフトウェア競争促進法の定める義務に違反した場合、違反に対する措置等として、公正取引委員会において、指定事業者を含むステークホルダーとの継続的なコミュニケーション・対話を通じた競争環境の整備・改善を求めつつ、これらを通じて違反行為が認められた場合や問題となり得る行為が改善されない場合には、排除措置命令や課徴金納付命令（算定率20%）等を講ずることとなる（同法18条、19条）⁷。

このような行政上の措置のほか、スマホソフトウェア競争促進法は、競争制限行為によって利益を侵害された被害者自らが裁判所に訴えを提起し、救済を求めるための私的救済制度も法定している。例えば、同法5条から9条までの規定に違反する行為によって利益を侵害された者、または侵害されるおそれがある者は、同法31条に基づき、その侵害の停止または予防を請求することができる（差止請求権）。これは独占禁止法24条と同趣旨の規定である。スマホソフトウェア競争促進法5条から9条までの規定による禁止行為は、いずれも他の事業者を排除し、又はその事業活動を制限する行為であり、そうした違反行為により損害を被った者は、違反行為が不法行為等の成立要件を充たせば、損害賠償請求を行うことが可能であるが、特定ソフトウェアに係る事業の構造的特性や競争制限効果が急速に働くことから、一度違反行為が行われれば被害者の商品又は役務の競争力を回復することが極めて困難になるなど事後の損害賠償では回復不能になる場合も少なくないといった理由等により、同法31条は、独占禁止法の場合と同様に、被害者救済及び違反行為抑止の観点から、被害者が自ら直接、当該違反行為の差止めを請求できる旨を規定したものである。当該差止請求制度については、独占禁止法と同趣旨の規定である反面、スマホソ

フトウェア競争促進法の違反認定においては、市場画定や反競争効果の立証が不要とされていることから⁸、独占禁止法24条に基づく差止請求制度に比して、より一層の活用が期待される。

5 想定事例

スマホソフトウェア競争促進法31条に基づく差止請求訴訟は、民事訴訟法（以下「民訴法」という。）4条及び5条の規定により管轄権を有する地方裁判所のほか、その地方裁判所の地域の高等裁判所の所在地の地方裁判所と東京地方裁判所にも提起できると定められている（スマホソフトウェア競争促進法42条が読み替えて準用する独占禁止法84条の2第1項）。

しかし、当該制度の活用に当たっては、どこの国の裁判所に訴えを提起できるのかという国際裁判管轄の問題について整理しておく必要があると思われる。そこで、次の【想定事例】を念頭に、この問題に関する論点について、以下、検討していきたい。

【想定事例】

個別アプリ事業者X⁹が指定事業者Yを被告として東京地方裁判所にスマホソフトウェア競争促進法31条に基づいて差止請求訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起した。被告は、「XY間のデベロッパー利用規約において、XY間の紛争に係る訴訟その他の裁判手続については、Yの本社の所在地であるA国の地方裁判所が専属的に管轄する旨の合意（以下「本件合意」という。）がなされていることから、東京地方裁判所には本件訴訟の管轄権はなく、本件訴訟は不適法であり、訴えを却下すべきである」と主張した¹⁰。

第2 国際裁判管轄について

1 国際裁判管轄の意義

そもそも、国際裁判管轄とは、渉外的な私事事件（民事事件）において、どの国の裁判所がその事件の裁判権を有するかの定めのことをいい、言うなれば、「この国際的な紛争を、

日本の裁判所で扱うべきか、それとも外国の裁判所で扱うべきか」を決定するためのルールのことを指す。

他の主権国家との関係において我が国の裁判所の民事裁判権の限界を画するのが、国際裁判管轄の問題であるから、その理論的な位置付けについては、基本的には、国際法上認められる国家管轄権の限界の範囲内で(憲法98条2項参照)、我が国の司法政策に基づく国内法上の問題として取り扱われることとなる。

国際裁判管轄という用語には、「管轄」という表現が用いられているが、一般的な「管轄」とは、その性質を異にする。両者とも訴訟要件の1つである点は共通するが、「管轄」の問題として取り扱われるのは、国内の裁判所の権限分配の問題であるのに対し、国際裁判管轄は、我が国の裁判所が総体として有する権限、つまり、その事件を日本の裁判所が扱う権限を有するかを問題とするものである点で両者は異なる。このような性質の違いに対応して、例えば、管轄権の欠缺が判明した場合の取扱いについては、国内の管轄違いの場合には移送による処理が予定されている(民訴法16条)のに対して、国際裁判管轄が否定される場合には、訴えが却下されることとなる(同法3条の9の規定による却下等)。

2 国際裁判管轄に関する従来の判例法理及び立法経緯

国際裁判管轄の決定基準については、従来、明文の定めがなかったため、もっぱら判例法理に委ねられてきた。従来の判例法理は、国際裁判管轄の有無は、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理に従って決定すべきであるとしつつ、①民訴法の国内の土地管轄に関する規定に基づく裁判籍が日本国内に存在する場合には、我が国の国際裁判管轄が認められるとするとともに¹¹、②その例外として、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管

轄が否定される¹²、とするものであった。こうした判断枠組みの下では、特段の事情の認定における実質的な利害の調整が大きな役割を果たすこととなるが、このことは、柔軟な処理を可能とする反面、判断に不安定さを残す点が懸念された。

こうした点を踏まえ、平成23年民訴法の改正¹³により、新たに3条の2から3条の12までの規定が設けられ、財産関係事件についての国際裁判管轄の問題は立法的な解決が図られることになった。同改正では、こうした従来の判例の展開を踏まえつつ、判断基準の具体化・明確化が図られたところ、これらの国際裁判管轄に関する規定は、国内管轄に関する規定と体裁、内容ともに共通する部分も多いが(例えば、一定性の要件や書面性の要件などを規定した民訴法3条の7第2項と同法11条2項など)、事物管轄のように、もっぱら国内の裁判所間の事務分配に関係する規律が存在しないことに加えて、そもそも我が国の裁判所において裁判を受けることができるかどうかという問題に関わり、当事者に与える影響もより重大なものとなることなどを考慮して、国内管轄の場合と異なる規定も少なくない(例えば、民訴法3条の7第4項等)。

第3 専属的国際裁判管轄合意について

1 国際裁判管轄合意の意義

国際裁判管轄合意とは、国際裁判管轄をいずれの国が有するかについての当事者間の合意のことをいい、民訴法3条の7以下において、国際裁判管轄合意の有効性および方式について定める。そのうち、合意された国以外の国の法定管轄権を排除する合意を専属的国際裁判管轄合意といい、合意された国の裁判所のみ管轄を限定し、他の国の法定管轄権を排除する法的効果を有する。他方、法定管轄権のない国に新たに管轄権を認める合意を付加的管轄合意といい、これによって、合意された国の裁判所に新たな管轄権を認めるが、他の国の法定管轄権は排除しない(併存を認

める) こととなる¹⁴。

2 国際裁判管轄合意に関する従来の判例法理及び立法経緯

日本の裁判所の裁判権を前提に日本のいずれの裁判所が管轄を有するかに関する管轄合意については同法 11 条が規定しているところ、平成 23 年民訴法改正前においては、同条を逆推知して、国際裁判管轄についても合意管轄が認められるかが問題とされてきた。判例では、外国の裁判所の管轄権を認める当事者間の合意について、日本の専属管轄権に属するものではないこと、および合意された管轄についてその外国法上有効性が認められることを要件として、それが著しく不合理で公序に反すると認められる場合を除き、有効と認められ¹⁵、その後の下級審及び学説上も、判例を支持する見解が一般的であったが、いわゆる特段の事情論を判例法理が採用したこと¹⁶や、法の適用に関する通則法(以下「通則法」という。)制定後の新たな枠組みの下で、消費者契約などの場合を中心に、特段の事情による調整の余地をどの程度認めるか等が議論されていた。

民訴法 3 条の 7 では、このような最三小判昭和 50 年 11 月 28 日民集 29 卷 10 号 1554 頁(以下「チサダネ号事件判決」という。)以降の議論の状況も踏まえ、まず、1 項から 3 項までの規定において、国際裁判管轄合意の効力や方式についての原則的な規律を定め、そのうえで、4 項では、専属的国際裁判管轄合意に関する特則、5 項では消費者契約に関する紛争を対象とする国際裁判管轄合意に関する特則、6 項では個別労働関係民事紛争を対象とする国際裁判管轄合意に関する特則が設けられている。

また、国際裁判管轄に関する合意には、日本の裁判所に管轄権を認める合意と日本以外の国の裁判所に管轄権を認める合意とがあり得るが、本条は、そのいずれをも規律の対象とするものであって、日本の裁判所に訴えが提起された場合に、国際裁判管轄合意が主張される場面としては、①日本の裁判所を管轄

裁判所とする付加的管轄合意によって日本の裁判所の管轄権の存在が主張される場合と、②法定管轄権に基づき日本の裁判所に訴えが提起されたところ、外国の管轄権を専属的に認める専属的管轄合意に基づき日本の裁判権を否定する抗弁が主張される場合が考えられるところ¹⁷、【想定事例】における Y の抗弁は②に当てはまるものといえる。

3 外国裁判所に専属的国際裁判管轄を認める合意の有効性の判断及び要件

(1) 我が国の民事訴訟法の適用の可否

前提として、当事者間の合意の有効性が問題になる場合は、我が国の法律(例えば、民法の意思表示に関する規定)に照らして判断してよいとは限らない。どの国の法律に基づき判断すべきかどうかは、国際私法(抵触法。具体的には、通則法 4 条以下)に従って決定される(準拠法の決定の問題)。

もっとも、国際私法上、訴訟行為に関する問題は、法廷地法による原則が確立しており、管轄の合意も訴訟行為に当たるため、法廷地法によることになる¹⁸。したがって、日本の裁判所に訴えが提起された場合には、日本の法令すなわち民訴法に基づき、管轄の合意の有効性が判断されることとなる。

(2) 国際裁判管轄合意の有効性要件(特に一定性の要件について)

民訴法 3 条の 7 第 2 項は、国際裁判管轄合意について、その対象を「一定の法律関係」に基づく訴えに関するものに限定し(一定性の要件)、かつ、その方式として書面によること(書面性の要件)を要求する。国際裁判管轄合意は、当事者の利害関係に与える影響が大きく、慎重にされる必要があるからであるが¹⁹、この点は、国内管轄合意に関する民訴法 11 条 2 項と同趣旨である。なお、書面性の要件については、電磁的記録による合意でも認められる(民訴法 3 条の 7 第 3 項)。

このうち、より問題となり得る一定性の要件について検討する。民訴法 3 条の 7 第 2 項の「一定の法律関係」とは、将来当事者間に起こる紛争についての一切の訴訟やある年に

提起する訴えなどというように、管轄の合意の効力を受ける訴えが不特定であってはならないとする意味であり、訴えの基本となる法律関係を特定できれば足りると解されている²⁰。当事者の予測可能性を担保するとともに、過剰な選択権の付与による不利益を排除するのがその趣旨と解され、特定の権利義務に関する訴えのように訴訟物まで特定していなくともよいとされる。例えば、ある契約に関する紛争についてされた管轄の合意は、当該契約に関連する不法行為に基づく損害賠償請求訴訟にも適用される(民訴法11条2項に関する事例ではあるが、仙台地決平成4年9月25日判時1499号104頁、東京高決平成6年3月24日判タ876号265頁など)。

この点、専属的国際裁判管轄合意を定めた条項(以下「本件条項」という。)の有効性が問題となった東京高判令和2年7月22日判時2491号10頁(以下「島野製作所事件判決」という。)がある²¹。本件条項は、当事者間の紛争について訴訟を提起する場合には、C州(筆者注：米国カリフォルニア州)の裁判所が専属的管轄権を有すると定め(以下「本件条項c」という。)、その条項が、「紛争について別の書面による契約が適用されない限り、紛争が本契約に起因もしくは関連して生じているかどうかにかかわらず、本条の条件が適用される」とする(以下「本件条項e」という。)と規定していたため、一定性の要件を満たすか問題となった²²。これに関し、原審は、「本件条項は、その対象とする訴えについて、原告・被告間の訴えであるというほかに何らの限定も付しておらず、……一定の法律関係に基づく訴えについて定められたものと認めることはできない。」と判示し、当該条項の合意の有効性を否定したが(東京地中間判平成28年2月15日判時2491号26頁)、その控訴審である本判決は、この判断を覆し、確かに、本件条項は「文言どおりにそのまま適用するならば、……(当事者間の)全ての紛争について、C州の裁判所が専属的管轄権を有することとなり、これでは、本件条項の適用対象

が一定の法律関係に基づく訴えとして何ら特定されていないこととなって、公序に反することが明らかである」とした一方で、「契約の条項は、当事者の予測可能性を踏まえながらなるべく当事者の合理的な意思を尊重して解釈すべきであり、殊に、企業間の契約に当たっては、その合意を無効としたり改変して解釈することは、当事者の予測可能性を害することがあるから、その必要性がある限度に限られるべきである。」として、本件条項のうち本件条項eは上記のとおり「一定性の要件を害するものとして無効というべきである」とした一方で、「本件条項eは、内容的にも独立性があり、これを除いた本件条項について、少なくとも本件MDSA(筆者注：Master Development and Supply Agreement。被控訴人の製品で使用するための部品についての開発・供給等についての基本契約。本件条項は本件MDSAの一部の条項である。)に起因して又は関連して生じた紛争については、C州の裁判所に専属的合意管轄を定めるものと解釈することは、当事者の意思に反するものではなく、むしろ、本件MDSAの一部をなす本件条項により、本件MDSAに起因して又は関連して生じた紛争について、そこで定められた裁判所が専属的管轄を有するとしても、契約当事者の意思に沿うものであり、そのことも十分に予測可能であって、不測の事態は生じないといえる」として、「本件条項のうち、本件条項eを除く部分は、本件MDSAに起因して又はこれに関連して生じた紛争についての紛争解決手順及び専属的合意管轄を定める合意として一定性の要件を満たし、有効であると解すべきである」とし、「本件訴えは、その全部が、C州の裁判所の専属的管轄に属するものであるから、本邦の裁判所は国際裁判管轄権を有しない」として、当該訴えは不適法却下となった。

以上のように、一定性の要件を満たすか否かは、その趣旨・目的である当事者間の予測可能性の確保という観点から検討し、当事者間に将来において発生するすべての法的紛争

といったあらゆる訴えを包摂するような管轄合意は無効であるという原則論²³に立脚しつつも、島野製作所事件判決が判示するように、当事者の予測可能性を踏まえた合理的意思解釈をすることが重要になってくる。【想定事例】におけるYの抗弁もこのような観点から適切に判断される必要がある。

(3) 専属的国際裁判管轄合意の有効性要件
(特に公序法要件について)

専属的国際裁判管轄合意の固有の要件として、民訴法3条の7第4項は、合意に係る裁判所が「法律上または事実上裁判権を行うことができないとき」は、当該合意の効力を援用できないものと規定する。このような場合にまで他の国の裁判所の管轄権を否定することを認めると、結局、当事者はどこの国の裁判所においても裁判を受けることができない状態になってしまうからである²⁴。「法律上……裁判権を行うことができないとき」とは、例えば、合意された国の法令によれば当該訴えについてその国の裁判所が管轄権を有しないとされる場合(管轄合意の効力が否定され、かつ、他の法定管轄原因も認められない場合)などをいい、「事実上裁判権を行うことができないとき」とは、例えば、戦乱、天災その他の原因によってその国の司法制度が實際上機能していない場合などをいう²⁵。

また、民訴法3条の10では、日本法の下で日本の裁判所が専属管轄権を有している訴えについては外国裁判所の管轄権を合意することはできないと規定している。チサダネ号事件判決が当事者間で外国の裁判所の専属的な管轄権を定める合意をしたとしても「当該事件がわが国の裁判権に専属的に服するものではない」ことを管轄合意の有効要件としていたところ、同条の規定はこのことを明示するものである。

更に、チサダネ号事件判決は、外国裁判所のみならず専属して管轄権が生じる合意は、例外的に、「管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき」には無効となる旨判示した。この要件(以下「公序法要件」という。)

は、平成23年民訴法改正の際、消費者契約に関する紛争と個別労働関係紛争を対象とする管轄合意の特則が新設され(3条の7第5項・6項)、その結果、消費者・労働者の保護はより明確な基準によって実現できることとなったのに対し、明文化はされなかったものの、これをもって公序法要件が排除されているわけではないと解されている²⁶。

そして、外国専属管轄合意に効力を認めて訴えを却下すると、内国裁判所は法廷地法の適用機会を失うことから、絶対的強行法規(国際的強行法規ともいう。)については、その立法趣旨の潜脱を許さぬよう、公序法要件によって外国専属管轄合意の有効性を否定する余地を認める見解²⁷が有力である²⁸。絶対的強行法規とは、我が国法には明文の定義がないが、国際私法が定める通常の準拠法決定プロセス(どの国の法律を適用するかを決める手続)を経ることなく、その対象とする事実が想定された地理的適用範囲に生じていれば、当然に適用されること(特別連結)として立法された法規のことをいう。具体的にどの法律のどの規定が絶対的強行法規に該当するかは、その旨を示す明文の規定がない限り、当該規定の解釈によって判断せざるを得ない。絶対的強行法規の特別連結は、EUの国際私法には明文化されており²⁹、明文規定のない我が国においても、法廷地の絶対的強行法規については、その立法趣旨を尊重して肯認する学説が支配的である³⁰。また、裁判例の中にも、法廷地の絶対的強行法規の特別連結を認めたものがある³¹。この点、スマホソフトウェア競争促進法は、独占禁止法と同様、「公正かつ自由な競争秩序の維持」を目的としており(同法1条)、独占禁止法24条と同様の内容を規定するスマホソフトウェア競争促進法31条も絶対的強行法規に該当すると解する余地があろう。

さらに、独占禁止法やその補完法であるスマホソフトウェア競争促進法が絶対的強行法規に該当するとして、外国裁判所にのみ管轄権を生じさせる専属的国際裁判管轄合意が

「公序法に違反する」か否かの判断は、公益保護という点では趣旨を同じくする法定専属管轄規定（民法3条の5、10参照）の対象であるか否かの検討が機械的になされるのとは対照的に、より複雑かつ実質的な総合判断を要する。この点、東京高判平成29年10月25日D1-Law.com判例体系[28254852]は、「一定の訴訟事件について、日本の絶対的強行法規の適用を排斥する結果を生じさせる国際的専属裁判管轄の合意が『はなはだしく不合理で公序法に違反する』と解し、かつ、日本の独禁法が絶対的強行法規に当たると解する立場をとるとしても、そのような理由により当該合意が無効となるのは、単に当該合意における専属管轄裁判所において、日本の独禁法が適用されないというだけでなく、当該訴訟で主張される事実について、当該専属管轄裁判所が準拠する全ての関連法規を適用した場合の具体的な適用結果が、日本の裁判所が準拠する独禁法を含む全ての関連法規を適用した場合の具体的な適用結果との比較において、独禁法に係る我が国の公序維持の観点からみて容認し難いほど乖離したものとなるような場合に限られると解するのが相当である。特に本件で問題となっている独禁法24条に基づく請求権は、公正かつ自由な競争秩序の回復という公益確保に資する機能を有するとはいえ、独禁法違反行為により私人が損害を被ることに対する民事的救済手段として構成されていることに鑑みると、上記のように解するのが相当というべきである。」と判示した。以上によれば、たしかに、一般私法上の規定（例えば民法709条）に基づく請求である場合、その違法性の内容として独占禁止法違反が主張されていても、当該規定自体が絶対的強行法規として特別連結されることにはならないと考えられる一方で、一般私法上の請求であるという一事を以て、外国裁判所への専属的国際裁判管轄合意が公序法違反となる可能性を否定できるわけでもなく、我が国の裁判所が「全ての関連法規を適用した場合の具体的な適用結果」を想定し、合意管

轄裁判所の法適用結果が「独禁法に係る我が国の公序維持の観点からみて容認し難いほど乖離したものとなる」かが問われることになろう。ただ、この判断枠組みでは、本案に先立つ管轄判断の段階において、我が国の裁判所および合意管轄裁判所の本案に係る判断を予測することが求められるが、その予測は、準拠法問題も絡んで、困難かつ不確実であるから、我が国の裁判所におけるのと同様の法的保護が合意管轄裁判所において得られることが明らかでないとの心証を裁判所が抱けば足りると考えるべきではないかと思われる³²。【想定事例】におけるYの抗弁も、スマホソフトウェア競争促進法31条の趣旨目的を踏まえつつ、当事者の適切な主張と裁判所の慎重な判断が求められることとなる。

第4 結語

本稿では、個別アプリ事業者が指定事業者に対してスマホソフトウェア競争促進法31条に基づく差止請求訴訟を東京地裁に提起したという想定事例における専属的国際裁判管轄合意の法的論点について検討した。その結果、当事者間で締結された本件における専属的国際裁判管轄合意は、特に公序法要件、すなわち、チサダネ号事件判決が判示する「はなはだしく不合理で公序法に違反する」場合に該当するかについては、同条と同主旨の規定である独占禁止法24条と専属的国際裁判管轄合意の有効性の論点に関連する学説や裁判例を踏まえつつ詳細かつ慎重な検討を経た上で結論を出すことが必要不可欠であることが明らかとなった。

そして、そのような検討を経て外国裁判所にのみ管轄権を生じさせる専属的国際裁判管轄合意の有効性が否定され、国内裁判所において当該差止請求訴訟の本案審理がなされることとなった場合には、さらに、準拠法の問題が残る³³。これについては、スマホソフトウェア競争促進法31条の差止請求権が不法行為の特則であることを念頭に、不法行為準拠法の決定に関する規定である通則法17条

や 20 条のほか、公序則を定めた同法 42 条の規定なども参照して、適切に判断されることになるだろう。

以上

¹ 弁護士 (69 期。任期付公務員就任を契機に現在登録抹消中)、中小企業診断士。なお、本稿における意見等は執筆者の個人的見解であり、その所属する組織の見解等ではない。

² 同法及びその下位法令についての概要紹介として田部井靖典ほか「スマホソフトウェア競争促進法の施行令・施行規則・指針の策定について」公正取引 901 号 24 頁以下 (2025 年) 参照。

³ 公正取引委員会「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の概要」

(<https://www.jftc.go.jp/file/gaiyou01.pdf>)

⁴ 公正取引委員会「(令和 7 年 3 月 31 日)スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律における特定ソフトウェア事業者の指定について」<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/ma>

[r/file/250331_pressrelease_smartphone.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/ma)。令和 7 年 3 月 26 日付で指定を受けた事業者は、①アップル社 (所在地アメリカ合衆国カリフォルニア州、当該指定に係る特定ソフトウェアの種類として基本動作ソフトウェア・アプリストア・ブラウザ。なお、アプリストアについては、これを共同で提供している iTunes 株式会社も指定)、②グーグル社 (所在地アメリカ合衆国カリフォルニア州、指定に係る特定ソフトウェアの種類として基本動作ソフトウェア・アプリストア・ブラウザ・検索エンジン)。本稿執筆時点においても同じ。

⁵ 例えば、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げること、他の課金システムを利用することを妨げること、他の事業者が基本動作ソフトウェアにより制御される機能を自社と同等の性能で利用することを妨げること等について禁止されている (スマホソフトウェア競争促進法 7 条、8 条参照)。ただし、前記各条のただし書において、サイバーセキュリティの確保等のために必要な措置であって、他の行為によってその目的を達成することが困難である場合 (いわゆる正当化事由) について規定されている。

⁶ 公正取引委員会「スマホソフトウェア競争促進法に関する指針」(令和 7 年 7 月 29 日) 4

頁

⁷ 公正取引委員会「スマホソフトウェア競争促進法概要資料」

(<https://www.jftc.go.jp/file/sumahogaiyou2.pdf>) 21 頁

⁸ 稲葉僚太「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律について」NBL1273 号 (2024 年) 30 頁

⁹ スマホソフトウェア競争促進法において、「個別アプリ事業者」とは、個別ソフトウェアを提供する事業者をいい、「個別ソフトウェア」とは、スマートフォンに組み込まれ、基本動作ソフトウェアを通じて電子メールの送受信、地図の表示その他のスマートフォンの利用者の個別の用途に供されるよう構成されたソフトウェアをいうものと定義されている (同法 2 条 3 項及び 9 項)。

¹⁰ Apple のデベロッパプログラム使用許諾契約 (Apple Developer Program License Agreement : ADPLA) の 14.10 では「本契約、Apple ソフトウェア、またはデベロッパと Apple との関係に起因または関連して生じた、デベロッパと Apple との間の訴訟またはその他の紛争 (特許庁での特許異議申し立て以外) は、カリフォルニア州北部地区で行われるものとし、デベロッパと Apple は当該訴訟または紛争の解決のため、同地区内の州、連邦裁判所の対人管轄権と独占的裁判地に同意するものとします。」と定められている

([https://developer.apple.com/support/downloads/terms/ap](https://developer.apple.com/support/downloads/terms/apple-developer-program/Apple-Developer-Program-License-Agreement-Japanese.pdf)

[ple-developer-program/Apple-Developer-Program-License-Agreement-Japanese.pdf](https://developer.apple.com/support/downloads/terms/apple-developer-program/Apple-Developer-Program-License-Agreement-Japanese.pdf))。また、Google Play デベロッパー販売 / 配布契約の 16.8 では「16.8 本契約あるいは本契約に基づくデベロッパーと Google の関係から発生または関連するすべての申し立ては、米国カリフォルニア州の抵触法を除いて、カリフォルニア州法に準拠するものとします。デベロッパおよび Google は、本契約あるいは本契約に基づくデベロッパーと Google の関係から発生または関連する法的事項の解決について、米国カリフォルニア州サンタクララ郡に所在の連邦裁判所または州立裁判所が専属管轄権を有することに合意します。上記にかかわらず、デベロッパは、Google が任意の司法管轄区において差し止め命令による救済を求める申し立てを行うことが認められることに同意します。」と定められている

(https://play.google/intl/ALL_jp/developer-distribution-agreement.html)。

¹¹ 最二小判昭和 56 年 10 月 16 日民集 35 卷 7 号 1224 頁 (マレーシア航空事件) では、マレーシア航空会社の運航するマレーシア国内便の航空機の墜落事故により死亡した日本人の遺族の提起する運送契約不履行を理由とする損害賠償請求事件について、裁判権の及ぶ範囲は原則として主権の及ぶ範囲と同一である一方で、例外的に我が国の裁判権に服させるのを相当とする場合もあり得るとし、その例外的な場合として、国際裁判管轄を直接規定する法規、条約、一般に承認された国際法上の原則も確立していない現状では、「当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがって決定するのが相当であり、わが民法の国内の土地管轄に関する規定、たとえば、被告の居所 (民事訴訟法 2 条)、法人その他の団体の事務所または営業所 (同法 4 条)、義務履行地 (同法 5 条)、被告の財産所在地 (同法 8 条)、不法行為地 (同法 15 条)、その他民法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告をわが国の裁判権に服させるのが右条理に適うものというべきである」として、外国会社であるマレーシア航空が日本に営業所を有するのであるから、これを日本国の裁判権に服させるのが相当であると判示された。

¹² 最三小判平成 9 年 11 月 11 日民集 51 卷 10 号 4055 頁 (ファミリー事件) では、ドイツから自動車等を輸入している日本法人甲がドイツ在住の日本人乙に対して契約上の金銭債務の履行請求事件において、被告が我が国に住所を有しない場合であっても、我が国と法的関連を有する事件について我が国の国際裁判管轄を肯定すべき場合のあることは、否定し得ないところであるが、どのような場合に我が国の国際裁判管轄を肯定すべきかについては、マレーシア航空事件判決を引用し「当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定するのが相当である」としたうえで、「我が国の民法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否

定すべきである。」の一般論を述べ、当該事案においては、甲乙間の契約がドイツ国内で締結されたもので、甲が乙に同国内における種々の業務を委託することを目的としており、右契約において日本国内の地を債務の履行場所とすることが明示的に合意されていたわけではなく、乙が 20 年以上にわたりドイツ国内に生活上・営業上の本拠を置いており、乙の防御のための証拠方法も同国内に集中しているなど事情が存すると認め、日本国裁判所は本件訴訟について「国際裁判管轄権を有しない」と判示された。

¹³ 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律 (平成二三年法律第三六号) による改正。なお、施行期日は、平成 24 年 4 月 1 日。

¹⁴ 『コンメンタール民事訴訟法 1』157 頁、菊井維大=村松俊夫原著 (日本評論社、第 2 版追補版、2014 年)

¹⁵ 最三小判昭和 50 年 11 月 28 日民集 29 卷 10 号 1554 頁 (チサダネ号事件)

¹⁶ 前掲 12・ファミリー事件判決。

¹⁷ 『一問一答平成 23 年民事訴訟法等改正』133 頁、佐藤達文=小林康彦編著 (商事法務、2012 年)

¹⁸ 前掲 15・チサダネ号事件判決は、原審である大阪高判昭和 44 年 12 月 15 日民集 29 卷 10 号 1585 頁が国際的裁判管轄の合意が成立したかどうかを判断するにあたって適用されるべき準拠法について「右の合意は訴訟行為的合意であり、かつ、問題が法廷地法の裁判権の排除に関するものであるから、本件国際的裁判管轄の合意の有効性の判断の準拠法は契約の準拠法ではなく、これを問題にする法廷地たる日本の国際民事訴訟法によって決定されるべきものと解する。」と判示した点を支持している。

¹⁹ 前掲 17・134 頁

²⁰ 前掲 14・283 頁

²¹ 同判決の詳細な評釈として、高橋宏司「外国専属管轄合意の一定性要件、公序法要件と独占禁止法」TKC ローライブラリー 新・判例解説 Watch◆国際私法 No. 32 (2022 年)

²² もっとも、当該事案において問題となった専属的国際裁判管轄合意は、民法 3 条の 7 の規定が施行された平成 24 年 4 月 1 日より前の時点にされたものであることから、同条の適用を排除されている (改正附則 2 条 2 項) として、当該合意に民法 3 条の 7 の「直接適用がないことは明らかであり、国際裁判管轄に係る管轄合意である本件条項の有効性は、

条理に基づき判断すべきと解するほかない」と判示しており、本判決は、厳密には、同条2項の規定する一定性の要件について判断したものではない。しかし、同判決は、チサダネ号事件判決を引用したうえで、「ある訴訟事件について本邦の裁判所の国際裁判管轄権を排除し、特定の外国の裁判所だけを第一審の管轄裁判所として指定する国際裁判管轄合意は、(1) 当該事件が本邦の裁判権に専属的に服するものではなく、かつ、(2) 指定された外国の裁判所が、その外国法上、当該事件について管轄権を有する限り、原則として有効であると解すべきであり、上記合意が「ある訴訟事件について」の管轄合意である以上、その対象は一定の法律関係に基づく訴えとして特定されることを要するのであって(一定性の要件)、管轄合意の対象が一定の法律関係に基づく訴えとして特定されていないならば、そのような管轄合意は無効であるというべきである。」として、一定性の要件について判断することとしたものである。

²³ 横山潤『国際私法』356頁(三省堂、2012年)。なお、不法行為に基づく請求権のように、国際裁判管轄の合意がなされた時点で未だ発生していない請求権に関する訴訟についても当該合意をし得るかについて、「管轄合意は、少なくとも請求権がすでに発生している場合には不法行為上の請求権との関係においても行いうると解される。将来における不法行為上の請求権については、それが契約上の請求権と競合するかぎり許容されよう。」とする。

²⁴ 前掲17・136頁

²⁵ 前掲17・136頁

²⁶ 前掲17・140頁等

²⁷ 前掲22・横山355頁、手塚裕之・別冊NBL138号74頁(2012年)、高橋宏司・別冊ジュリスト256号165頁(2021年)等

²⁸ これに対し、任意法規や強行法規(絶対的強行法規とは異なり、民商法においていう強行法規の意味で、当事者の別段の合意を許さない法規を指す)については、国内で裁判されても、準拠法が外国法となれば適用されない。例えば、国際海上物品運送法には強行法規が含まれている(11条参照)が、判例には、同法は、国際私法を通じて外国法が準拠法となる場合には適用されないとするものがある(東京高判昭和44年2月24日高民集22巻1号80頁等)。

²⁹ Regulation No 593/2008 Article 9(1)

“Overriding mandatory provisions are provisions the respect for which is

regarded as crucial by a country for safeguarding its public interests, such as its political, social or economic organisation, to such an extent that they are applicable to any situation falling within their scope, irrespective of the law otherwise applicable to the contract under this Regulation.”

³⁰ 例えば、前掲22・横山355頁は「外国裁判所の専属的管轄合意の結果として、日本の裁判所が絶対的に適用すべき日本のいわゆる国際的強行規定の適用が潜脱される場合に、管轄合意の有効性を否定する余地は認められよう。さらに、合意管轄は、経済的・社会的強者が弱者にたいしてその意思を強いるという危険を伴う。たとえば、特定国の裁判所が事案を処理すれば勝訴が見込めるときに、経済的・社会的に優位にたつ者が、当該国の裁判所の専属的な管轄を強いて相手方に合意させたという事情あるいは内国裁判所の管轄権を排斥させたという事情がある場合には、そのような管轄権の合意の有効性を否定する余地を認めるべきであろう。」と主張する。また、前掲14・162頁も「日本の絶対的強行法規(独占禁止法等)の適用を免れる結果をもたらす管轄権合意もその効力を否定される」とする。

³¹ 差止請求権を規定する独禁法24条について、東京地決平成19年8月28日判時1991号89頁は「本件では、当事者間に本件準拠法合意が存在するが、独占禁止法は強行法規であるから、準拠法の合意にかかわらず、本件に適用される。」と判示した。

³² 土田和博「独占禁止法違反が主張された涉外事件における専属的国際裁判管轄の合意——島野・アップル事件東京高判(令和2.7.22東京高判)<経済法判例研究会295>」ジュリスト1560号102頁(2021年)

³³ 島野製作所事件判決の原審(終局判決)である東京地判令和1年9月4日判時2491号15頁は、不法行為(民法709条)を原因とする請求については同法20条によりC州法が準拠法とされたが、独占禁止法24条及びスマホソフトウェア競争促進法31条に基づく差止請求の場合については、同判決は判示していない。このほか、前掲31・東京地決平成19年などが参考になるものと思われる。